

第 3 4 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関①」という。）及び公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関②」という。）が、第 3に掲げる本件各異議申立ての対象となる行政文書（以下これらを「本件各対象文書」という。）を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申について

本件各異議申立ては、いずれも異議申立人が同一であるほか、各実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過

1 異議申立て①について

(1) 平成27年 7月23日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

名古屋市個人情報保護審議会の答申において、開示対象決裁文書が存在しても実施機関に特定させない理由の分かるもの（平成24年度第 340号（平成24年7月19日答申に係る平成24年6月21日起案の答申に係る「事件のあらまし（諮問No.105）」80頁に「（3）ハラスメント対策委員から副理事長への意見の報告（ガイドライン第 7（5））の（回答）」は黒塗りされている。ところが、平成27年 7月17日、当該黒塗り部分に記載されているはずの平成23年 3月22日付け「ハラスメント調査委員会の報告に対する意見について（報告）」という起案文書が開示された。当該起案文書は明らかに当初から開示対象文書となるものである。このような起案文書の記載がありながら特定させない理由があるはずである。）（以下「本件対象文書①」という。）

(2) 同年 8月 6日、実施機関①は、存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 8月11日、異議申立人は、本件処分①を不服として、実施機関①に

対して異議申立てを行った。

2 異議申立て②について

- (1) 平成27年11月 2日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

平成24年 7月27日付け名市大理事長の（開示）決定において、平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」を開示し、組織的に共有していた平成23年 2月 2日付け「同件名（依頼）」を開示しなかった理由の分かるもの（以下「本件対象文書②」という。）

- (2) 同年11月16日、実施機関②は、不存在による非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 同年12月10日、異議申立人は、本件処分②を不服として、実施機関②に対して異議申立てを行った。

第 4 各実施機関の主張

- 1 各決定通知書によると、各実施機関は、本件対象文書①及び②を非公開とした理由について、次のとおり主張している。

(1) 異議申立て①について

請求に係る行政文書は、条例第 9条（存否応答拒否）に該当し、当該行政文書の存否を明らかにすることが、非公開情報を公開することになるため。

非公開情報の理由は、条例第 7条第 1項第 1号に該当し、個人情報開示請求及び不服申立てに関する情報は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものに該当するため。

(2) 異議申立て②について

本件公開請求に係る行政文書については、実施機関においてこれを作成又は取得しておらず、当該文書が不存在であるため。

- 2 上記 1に加え、各実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 異議申立て①について

ア 異議申立人は、平成24年 7月19日付けで答申がなされた不服申立て案件（以下「本件不服申立て案件」という。）において、平成27年 7月17日に開示された起案文書が、当初から対象とされるべきであるにもかかわらず、答申で実施機関に特定させない理由の分かる文書の公開を求めていることから、本件公開請求は、特定の不服申立て及び開示請求の内容を指摘したうえで、具体的な事実に関する情報の公開を求めるものである。

イ 特定の不服申立て及び開示請求の内容に関する情報は、不服申立人及び開示請求者のプライバシーに関する情報であり、これらの者にとって通常他人に公開されることを欲しない情報であることから、条例第 7条第 1項第 1号に規定する非公開情報に該当する。

ウ 本件公開請求は、上記アで述べたとおり、特定の不服申立て及び開示請求の内容を指摘したうえで、具体的な事実に関する情報の公開を求めるものであることから、本件公開請求に係る行政文書の存否を明らかにすることは、特定の不服申立て及び開示請求の内容という非公開情報を公開することとなる。

エ 以上のことから、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否した本件非公開決定は適正なものである。

(2) 異議申立て②について

ア 本件公開請求は、異議申立人が行った個人情報開示請求に対する「平成24年 7月27日付け名市大理事長の（開示）決定において、平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」を開示し、組織的に共有していた平成23年 2月 2日付け「同件名（依頼）」を開示しなかった」根拠が記載された行政文書を求めるものであると考えられる。

イ しかしながら、実施機関において、本件公開請求に係る行政文書は作成又は取得されていない。

第 5 異議申立人の主張

1 本件各異議申立ての趣旨

本件処分①及び②を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開

することを求める。

2 本件各異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している不服申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立て①について

ア 平成26年11月17日、請求の内容を「名古屋市個人情報保護審議会の答申に係る審議会（事務局）と名市大事務局とのやり取りを含め、審議過程の分かるもの」との個人情報開示請求に対して、期間延長を経て、同年12月26日、個人情報一部開示決定されたが、【一部について開示をしない理由】をあげて、多くの黒塗り部分があった。審議会（事務局）と実施機関（名市大）とのやり取りにおいて、特に「実施機関の回答」について、黒塗りしなくても良いところが黒塗りしてある。平成24年 6月21日起案の答申に係る「事件のあらまし（諮問No.105）」80頁に「(3) ハラスメント対策委員から副理事長への意見の報告（ガイドライン第7(5)）の（回答）も全て黒塗りされている。

イ 一方、平成27年 5月22日、名市大に対して、請求の内容を「下記の報告に係る決裁書及び送付書等（電子メールも含む）1 平成23年 3月17日、ハラスメント調査委員会からハラスメント対策委員に調査結果の報告2 平成23年 3月22日、ハラスメント対策委員から副理事長宛てに調査委員会の調査結果報告に対する意見について報告」との個人情報開示請求をしたところ、同年 7月17日、当該黒塗り部分に記載されているはずの平成23年 3月22日付け「ハラスメント調査委員会の報告に対する意見について（報告）」という起案文書が開示された。

ウ したがって、「答申において、当該起案文書は明らかに当初から開示対象文書となるにも拘わらず、当該起案文書の記載がありながら実施機関（名市大）に特定させない理由」の規定等があるはずなので、適切に特定の上、開示すべきである。

当然、当方の個人情報を情報公開請求で求めるというような愚行を行っているという「弁明の理由」は全くの見当違いであるし、本来、諮問などせず、異議申立書に沿って公開されるべきものである。逆に、実施機関が適切な補正を行っていないことを証明することになる。

エ 答申により、起案文書が 1件だけ出てきたが、 1件しかないのはおか

しいと思った。別の切り口で、出てきた文書に対する起案文書という請求をしたら、公開された。当初から出てきて当然の文書である。

(2) 異議申立て②について

ア 平成24年 7月27日付け名市大理事長の（開示）決定において、平成23年2月23日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」を開示し、組織的に共有していた平成23年 2月 2日付け「同件名（依頼）」に係る決裁文書一式を開示しなかった。

情報公開請求に対しては、「組織的に共有している文書等」を公開することは、情報公開制度の大前提である。ところが、名市大は「全面非開示」に対する当方が提出した反論意見書の添付資料を当方に開示し、「組織で共有していた」当該文書に係る決裁文書を開示しなかった。このことは、行政機関として決して許されることではない。

イ したがって、明らかに「組織で共有している文書」ではなく、「組織で共用していない文書」を開示対象文書として特定し、開示するという行為を行えるような規定が名市大にはあるはずなので、適切な当該請求に係る文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

(1) 本件対象文書①が存在しているか否かを答えるだけで条例第 7条第 1項第 1号に規定する非公開情報を公開することになるか否か。（以下「争点①」という。）

(2) 本件対象文書②が存在するか否か。（以下「争点②」という。）

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各対象文書について

(1) 条例第 6条について

ア 条例第 6条は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、第 1項では、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出しなければならないとしている。

イ 同条における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

ウ 行政文書の公開の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期すため、請求は書面により行うものであるという条例の趣旨に照らせば、実施機関は、公開請求書の記載によって特定された行政文書を公開すれば足りると解するのが相当である。すなわち、公開請求書の記載から通常読み取れる文書について公開決定等すれば、実施機関の義務を果たしたといえる。

(2) 本件公開請求①及び②を一見したところ、公開請求書の文言から、本件各対象文書は、以下のとおり解される。

ア 本件対象文書①について

平成24年 7月19日付け名古屋市個人情報保護審議会の答申において、開示対象となる文書が存在していても実施機関に当該文書を特定させない理由が記載された行政文書である。

イ 本件対象文書②について

平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」を開示し、組織的に共有していた平成23年 2月 2日付け「同件名（依頼）」を開示しなかった理由が記載された行政文書である。

(3) しかし、異議申立人は、本件公開請求①及び②に至った経緯や理由についておおむね以下のとおり主張している。

ア 本件対象文書①について

(7) 「名古屋市個人情報保護審議会の答申に係る審議会（事務局）と名古屋市大事務局とのやり取りを含め、審議過程の分かるもの」との個人情報

報開示請求に対して、多くの黒塗り部分があった。特に「実施機関の回答」について、黒塗りしなくても良いところが黒塗りしてある。

(イ) 開示対象文書の中の、平成24年 6月21日の起案文書に添付されている「事件のあらまし（諮問No.105）」80頁において、「(3)ハラスメント対策委員から副理事長への意見の報告（ガイドライン第7(5)の（回答）」について、実施機関の回答が全て黒塗りされている。

(ウ) 一方、名市大に対して、「下記の報告に係る決裁書及び送付書等（電子メールも含む）1 平成23年 3月17日、ハラスメント調査委員会からハラスメント対策委員に調査結果の報告 2 平成23年 3月22日、ハラスメント対策委員から副理事長宛てに調査委員会の調査結果報告に対する意見について報告」との個人情報開示請求をしたところ、上記(イ)の黒塗り部分に記載されているはずの平成23年 3月22日付け「ハラスメント調査委員会の報告に対する意見について（報告）」という起案文書が開示された。

(エ) したがって、「答申において、当該起案文書は明らかに当初から開示対象文書となるにも拘わらず、当該起案文書の記載がありながら実施機関（名市大）に特定させない理由」の規定等があるはずなので、適切に特定の上、開示すべきである。

イ 本件対象文書②について

(ア) 平成24年 7月27日付け名市大理事長の（開示）決定において、平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」を開示し、組織的に共有していた平成23年 2月 2日付け「同件名（依頼）」に係る決裁文書一式を開示しなかった。

(イ) 情報公開請求に対しては、「組織的に共有している文書等」を公開することは、情報公開制度の大前提である。ところが、当方が提出した反論意見書の添付資料である平成23年 2月 3日付け文書を当方へ開示し、「組織で共有していた」当該文書に係る決裁文書を開示しなかった。このことは、行政機関として決して許されることではない。

(ウ) したがって、明らかに「組織で共有している文書」ではなく、「組織で共有していない文書」を開示対象文書として特定し、開示すると

いう行為を行えるような規定が名市大にはあるはずなので、適切な当該請求に係る文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

(4) 上記 (3) ア及びイのとおり、異議申立人は本件公開請求①及び②の前提となった実施機関の行為について疑義を抱いており、当該行為の根拠として少なくとも行政文書が存在していなければならないという思いから本件公開請求①及び②を行い、本件各処分によっても疑義が解消されなかったことから本件各異議申立てを行っていることを認めることが相当である。

(5) 以上のことから、本件各対象文書は、上記 (2) ア及びイに関わらず、実施機関との間での個別のやりとりに関して行政文書を求めるものと解した上で、本件処分①及び②が妥当であるか否かについて検討する。

4 争点①について

(1) 条例第 9 条該当性について

ア 公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7 条に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めている。

当審査会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非公開決定が多用されると、原則公開の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

イ 実施機関①は、特定の不服申立て及び開示請求の内容に関する情報（以下「本件存否情報」という。）は、不服申立人及び開示請求者のプライバシーに関する情報であり、これらの者にとって通常他人に公開されることを欲しない情報であることから、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する非公開情報に該当し、本件公開請求は、特定の不服申立て及び開示請求の内容を指摘した上で、具体的な事実に関する情報の公開を求めるものであることから、本件公開請求に係る行政文書の存否を明らかにすることは、本件存否情報という非公開情報を公開することになるとして、存否応答拒否による非公開決定を行ったものである。

ウ 当審査会は、本件行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第

7条 第 1項 第 1号の非公開情報を公開することになるか否かについて判断する。

(ア) 条例第 7条第 1項 1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(イ) 実施機関①は、上記イのとおり、本件存否情報は、不服申立人及び開示請求者のプライバシーに関する情報であり、これらの者にとって通常他人に公開されることを欲しない情報であることから、条例第 7条第 1項第 1号に規定する非公開情報に該当すると主張する。

(ウ) しかし、本件存否情報からは、不服申立てを行った個人及び個人情報開示請求を行った個人が明確ではなく、特定の個人を識別することができない。

(エ) したがって、本件行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 1号の非公開情報を公開することになるとは認められない。

(2) なお、異議申立人は本件処分①を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求めていることから、本件対象文書①が存在するか否かについて、以下のとおり検討する。

ア 異議申立人は上記 3 (3)アのとおり主張していることから、本件対象文書①は、平成24年 7月19日付け名古屋市個人情報保護審議会の答申において、開示対象となる文書が存在していても実施機関に当該文書を特定させないことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

イ 上記アのとおり、本件対象文書①は、異議申立人が抱く個別具体的な疑問に対する回答である。しかしながら、実施機関①が個別具体的な疑問に対する回答を本件公開請求①以前に想定して行政文書として作成又は取得することは考えにくい。

ウ また、当審査会が実施機関①に確認したところ、本件対象文書①に係る行政文書は存在しないとのことであった。

エ 加えて、異議申立人の主張は、本件公開請求①に至る経緯を述べているに過ぎず、請求内容を満たす行政文書が存在すべき事情を述べるものではなく、存在をうかがわせる事情も見当たらない。

オ したがって、本件対象文書①は存在しないと認められる。

(3) 以上のことから、本来であれば、不存在による非公開が妥当と考えられるところ、原処分を取り消して改めて不存在による非公開決定行うべきとも考えられるが、その意義に乏しく、結論において原処分は妥当であると言わざるを得ない。

5 争点②について

(1) 異議申立人は上記 3 (3)イのとおり主張していることから、本件対象文書②は、実施機関②が平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」を開示し、組織的に共有していた平成23年 2月 2日付け「同件名（依頼）」を開示しなかったことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(2) 上記 (1)のとおり、本件対象文書②は、異議申立人が抱く個別具体的な疑問に対する回答である。しかしながら、実施機関が個別具体的な疑問に対する回答を本件公開請求②以前に想定して行政文書として作成又は取得することは考えにくく、本件対象文書②を作成又は取得していないとの実施機関②の主張に、特段不合理な点は認められない。

(3) また、異議申立人の主張は、本件公開請求②に至った経緯や実施機関②に対する意見を述べているにすぎず、請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではなく、存在をうかがわせる事情も見当たらない。

(4) 以上のことから、本件対象文書②は存在しないと認められる。

6 異議申立人はその他種々主張しているが、本件処分①及び②の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼす

ものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の付言

本件公開請求①及び②のように、行政文書公開請求の形式をとっているものの、その内容が、実施機関に対する質問や問合せであると認められる場合、一般的には、請求者の個別具体的な疑問に対する回答を、事前に実施機関が想定して行政文書として準備し、行政文書として保有することは考えにくいものである。

したがって、実施機関は、請求者に条例第 6 条第 2 項に基づく補正を求めることにより、公開請求の趣旨を確認し、真に、行政文書の公開を求めるものであるのかを明らかにした上で、公開請求に係る決定等を行うべきである。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 異議申立て①

年 月 日	内 容
平成27年 9月 7日	諮問書の受理
9月28日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月29日	弁明意見書の受理
11月10日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
11月18日	反論意見書の受理

(2) 異議申立て②

年 月 日	内 容
平成27年12月25日	諮問書の受理
平成28年 1月12日	実施機関に弁明書意見書を提出するよう通知
2月 8日	弁明意見書の受理

2月25日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
3月24日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 2年12月18日 (第32回第 2小委員会)	調査審議
令和 3年 7月30日 (第39回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第39回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
8月27日 (第40回第 2小委員会)	調査審議
9月24日 (第41回第 2小委員会)	調査審議
10月22日 (第42回第 2小委員会)	調査審議
11月26日 (第43回第 2小委員会)	調査審議
12月24日 (第44回第 2小委員会)	調査審議
令和 4年 1月28日 (第45回第 2小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充